

ストーカーとデートDV

～若い世代におけるトラブルと対応～

ストーカー行為とは、恋愛感情や好意の感情、またはその感情が満たされないことに対する恨みの感情に基づく、つきまとい行為のことをいいます。

デートDVとは、恋愛関係にあり婚姻関係にはない恋人同士の間で起こる、恋愛感情のもつれに起因する暴力を指します。

これらの問題は、特に若い世代で多く見られ、ストーカー行為者が危害の意思を持つと重大事件に発展するおそれがあります。

本講演では、複数の大学にて、長年、臨床心理士・公認心理師として大学生のカウンセリングを行い、現在は広島大学ハラスメント相談室に勤務し、ハラスメント相談対応と研究に従事している講師から学びます。

日時 11月17日(月) 14:00～15:30

場所 呉市役所 7階(呉市中央4丁目1番6号)

講師 山内 浩美 さん

広島大学 ハラスメント相談室 准教授

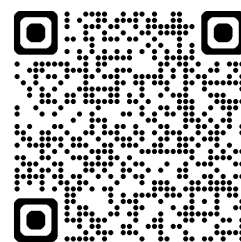
申込 10月20日(月)から 【定員:先着50人】

専用QRコード、メールまたは電話で人権・男女共同参画課へお申し込みください。※氏名・住所・電話番号(Webフォームの場合はメールアドレスも)が必要です。無料。

※手話通訳が必要な方は、10月29日(水)までに人権・男女共同参画課へご連絡ください。

【個人情報適切に管理し、講座目的以外には使用しません。】

QRコード



【申込・お問い合わせ】

呉市 人権・男女共同参画課 〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

TEL: (0823) 25-3476 E-mail: zinken@city.kure.lg.jp

「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (11月12日～25日)

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメントやストーカー行為など女性に対する暴力は、心や体を傷つけるだけでなく、女性の人権を著しく侵害するものであり、絶対に許すことができません。

こうした女性に対する暴力を根絶するため、毎年11月12日～25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、各地でさまざまな取り組みが行われています。

この機会に、女性への暴力を許さない社会を目指し、わたしたち一人ひとりができることを考えてみましょう。



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)

あなたの電話が親子を守る

児童相談所虐待対応ダイヤル189 いち は やく

児童虐待は子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残します。子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守るため、11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と定め、児童虐待問題に対する理解を深めてもらおうと各地でさまざまな取り組みが行われます。

この機会に、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指し、わたしたち一人ひとりができることを考えてみましょう。



オレンジリボンは「子ども虐待防止オレンジリボン運動」のシンボルマークです。